

# 水路蓋から水路に転落した事故について 水路管理者の管理瑕疵が認容された事例

— 水路転落死亡事故損害賠償請求事件 —

道路局道路交通管理課 青柳 敬直

〔一審判決〕平成一七年 九月二七日 佐賀地裁 請求一部認容

(双方控訴)

〔二審判決〕平成一八年一月三〇日 福岡高裁 請求一部認容

(確定)

## はじめに

本件は、水路蓋から水路に転落した事故について水路管理者の管理瑕疵が認容されたものであるが、水路管理者とは別の者が水路蓋を設置することによって無蓋部分との間に生じた構造上の危険性が水路自体の危険性と認定された点が注目に値する。道路管理者が無蓋の水路を管理しており、かつ、道路管理者以外の者が水路上に蓋を設置している事例も少なくないことから、参考に供する次第である。

## 一 事案の概要

1 本件は、Xが、平成一六年三月二六日夜、Y町の管理にかか  
る水路（以下「本件水路」という。）に転落して死亡した事故  
（以下「本件事故」という。）につき、Xの母親である一審原告  
において、本件事故は同町による本件水路の管理に瑕疵があつ  
たために発生したものであり、これにより、Xが被った損害賠  
償請求権を相続により取得したとして、国家賠償法二条一項に  
基づき、同町に対し、八、四七六万円及びこれに対する遅延損  
害金の支払いを求めた事案である。

原審が、上記請求を一部（四、三九九万七八七円及び遅延損  
害金）認容したところ、当事者双方が控訴した。

(1) 争いのない事実又は証拠等により容易に認定できる事実(当事者等)

ア X (本件事故当時五一歳) は、一審原告と a 夫婦の長男であり、同夫婦には他に二男・b がいる。

イ X は、大学を卒業した後、会社勤めを経て、a が経営していた寿司店において板前として働くようになった。

エ X は、昭和六〇年に「有限会社K」(以下「K社」という。)を設立し、その代表者に就いて a の後を継ぎ、本件事故当時は、「K寿司」ほか一店の経営を切り盛りしていた。X は、昭和五七年一二月に妻・c と婚姻したが、子はいなかった。

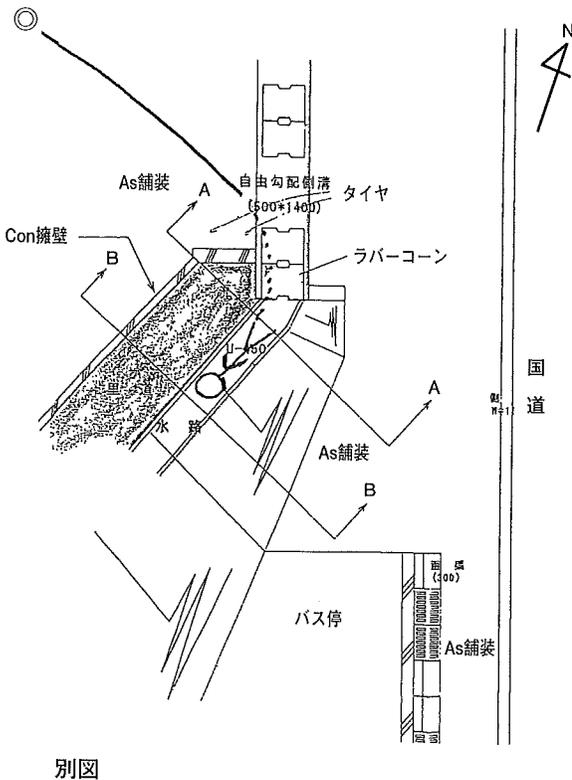
ウ Z は、本件事故当時は d 大学在学中の医学生であったが、かつて e 大学理学部及び同大学院に在学していたころ、K 寿司でアルバイトをしたことがあり、その縁から、その後も X と親交を結んでいた。

(2) 本件事故の発生

ア X は、平成一六年三月二六日午前八時ころ、高速バスで f 高校前バス停(以下「本件バス停」という。)に到着し、Z の出迎えを受けた。二人は、スーパーで食材と酒を買い、Z 方で飲食した後、X は、昼ころから午後七時くらいまで同所で昼寝をした。X が目を覚ましてから、レストランで二人で夕食をとった後、Z は、帰宅するという X を、自動車(以下「Z車」という。)で、本件バス停まで送ることになった。

イ 同日午後九時三〇分ころ、Z 車は、別図平面図(以下

「本件平面図」という。)記載の国道(以下「本件国道」という。)を北方から進行して来て、有限会社 g (以下「g社」という。)が経営する飲食店舗に隣接する駐車場(以下「本件駐車場」という。)に進入し、同駐車場内で方向転換して、本件平面図中「◎」(別図参照)の位置で、前照灯が本件バス停方向を照射するような態勢で停車した。ウ 同所で Z 車から下車した X は、h 方面行き高速バスの発車時刻を確かめるべく、小走りで、本件平面図の「バス停」記載の位置にあった本件バス停に向かった。Z は、乗車したまま X の姿を目で追っていたが、突然 X の姿が視界から



別図

消えたので、Xの姿が消えた辺りに駆け付けて、付近を探したところ、本件水路に転落し、左側臥位で横たわっているXを発見した。

エ Xは、Zが手配した救急車で病院に搬送されたが、結局、上記転落による外傷を原因とする脳挫傷・急性硬膜下血腫のため、翌二七日午前四時一七分に死亡した。

### (3) 本件事故現場付近の状況等

ア 本件水路は、もともと国有の土水路であり、d県が管理事務を担っていたところ、昭和五八年、国道排水路整備事業に伴い、コンクリート製の「U型側溝450」が設置された。

もつとも、本件駐車場は、「U型側溝450」が設置された後も、平成八年ころに至るまで、本件水路とさしたる高低差もなく広がっていた田んぼの一部であった。

イ とところで、g社は、上記飲食店の出店をみるも、本件駐車場を含む敷地部分に本件国道路面と同程度に至るまで盛り土をした上、本件国道からの自動車の乗り入れの便を確保すべく、本件水路上方に「VS側溝500」（以下「本件ふた」という。）を設置し、もつて、本件水路上に通路橋（有蓋部分）を設けることとした。そこで、g社は、平成八年八月一日付けで、Y町建設課を経由して、d県知事に対し、公有水面占用許可を申請し、同年九月二五日付けでその旨の許可を得た。これを受けて、g社は、上記計画どおり造成工事をするともに、本件ふたを設置する工事を行った。

なお、本件ふたの設置工事は、本件駐車場用地の一部である土地を所有していたiの出捐で行われた。

ウ 上記造成等工事の結果、本件水路は、本件平面図のとおり、国道からg社の店舗及び駐車場に通じる有蓋部分と、その南にあつてこれと接続する無蓋部分からなることになった。また、無蓋部分は、その東側に傾斜のある法面を有し、西側において本件水路と並行して存在する里道（以下「本件里道」という。）と接していたが、本件里道はその北端と西側を高さ約一・四mの垂直のコンクリート擁壁で本件駐車場と隔てられていた。そして、本件里道の西側に接する上記擁壁に沿つて、本件駐車場側に、幅約二m、長さ約四m、高さ約二mの屋根のある簡易な構造物が建っていた。

その後、g社は、条例に基づき、Y町に対し、平成八年九月以降、平成一七年度分までの上記公有水面占用許可に伴う占用料を支払ってきた。

エ 本件水路は、平成一三年四月一〇日、国からY町に譲与され、それ以降、Y町において本件水路を管理することとなった。なお、無蓋部分周辺でY町の管理の対象となるのは本件水路と本件里道に限られる。

しかし、Y町において、有蓋部分の南端付近から無蓋部分に人が転落するのを防止するための措置を取ることの是非について検討したことはなく、本件事故当時、本件事故現場付近に、上記転落防止を目的とする工作物（柵、フェンス、照明灯、警告標示等）は何ら設置されていない。

(4) 相続 略

3 争点及び争点をめぐる当事者の主張の要旨

(1) Xが転落した場所の特定

【一審原告の主張】

Xが乙車から降りた後にたどった経路は、本件平面図中実線及び同破線記載のとおりである。そして、同人は、有蓋部分の南端において足を踏み外し、同所から無蓋部分に転落したものである。

【一審被告の主張】

Xが足を踏み外した場所は不明であるというほかはなく、Xにとって有蓋部分よりも手前に当たる本件里道の北端とか、逆に有蓋部分を通り過ぎ、無蓋部分の東側に位置する法面から同部分へ向かって転落した可能性も否定できない。Xの転落箇所が特定できない以上、本件事故との関係でY町が本件水路の管理責任を問われなければならないいわれはない。

(2) Y町による本件水路の管理上の瑕疵の有無

【一審原告の主張】

ア 本件水路は、その有蓋部分の南端において、本件ふた表面から無蓋部分の底面まで約一・五mの高低差が存在する。しかも、無蓋部分のU字溝はコンクリート製であるから、上記南端から無蓋部分に転落した者は、U字溝に頭部を強打することとなり、死亡する危険性が高い。

そして、上記のような高低差のある状況は、Y町が本件

水路の譲与を受けた平成一三年四月の時点で、既に発生していた。

イ しかるに、本件水路には、有蓋部分南端から無蓋部分に転落することを防止するための措置（そのようなものとしては、(ア)本件里道及び無蓋部分東側の法面に杭を立て、杭と杭の間にロープやネットを張ったり、有蓋部分又は無蓋部分に防護フェンスを設置するなど、転落事故を物理的に防止するための措置と、(イ)通行人に上記高低差の存在を認識させるに足りる警告板や、特に夜間においてその点の効果がある照明灯の設置などが考えられる。）を欠いており、さらには、仮に通行人が転落した場合でもU字溝に頭部を強打することを回避するために無蓋部分を覆うふたの設置を欠いていた。

ウ したがって、本件水路には、上記イの各措置を欠いていたりという管理上の瑕疵があった。

【一審被告の主張】

上記高低差は、g社が得た公有水面占用許可により、本件ふたが設置されたことよって現出したものであるから、本件水路そのものが有する危険性には当たらない。

また、本件ふたが設置された経過が前提事実(3)イのとおりである以上、有蓋部分の南端からの転落を防止すべく回避措置をとるべきなのは本件ふたの管理者であって、Y町ではない。

したがって、本件水路には、Y町による管理上の瑕疵はない。

### (3) 過失相殺

#### 【一審被告の主張】

Xは、本件事故当時五一歳であったから、周囲の危険性の有無に関する判断力があつたはずである。また、同人は、本件事故の前にも、六、八回にわたり本件バス停を利用したことがあつて、本件水路付近を訪れたのは本件事故時が初めてではなかつた。さらに、本件事故当時、Z車の前照灯により、本件事故現場付近まで照らされていたのであるから、少しの注意力をもつてすれば危険性を察知することができたにもかかわらず、Xは特に急ぐ必要もないのに、小走りでも有蓋部分にさしかかつたものである。

以上の諸事情を考慮すれば、本件事故につきXの過失を九〇%として過失相殺をすべきである。

#### 【一審原告の主張】

Xが過去にも本件バス停を利用したことがあるといつても、それは本件事故の約五年も前を最後とするものであつたし、過去の利用はいずれも昼間の利用であつた。

また、本件事故当時、Xは決して急いでいたわけではないし、かえつて、Z車の前照灯が点灯されていたということはX側においてそれなりの注意義務を尽くしていたということになる。

以上によれば、一審被告の指摘にかかる事情があつたからといつて、過失相殺をすべきではない。

### (4) 損害額に関する一審原告の主張 略

## 二 当裁判所の判断

### 1 争点(1)について

(1) Zは、Z車を降りて本件バス停へ向かつたXの姿を目で追つていたところ、突然その姿が視界から消えたというのであるから(前提事実(2)ウ)、Xは、一瞬にして、相応の高さから転落したものといつてよい。さらに、その後、Xは無蓋部分において、左側臥位で発見されたが(同上)、Zの通報により現場に到着した救急隊員は、Xの外傷としては後頭部左側の挫創を指摘するのみであつたこと(書証)、後刻、警察官とともに無蓋部分付近を見分したZは、同警察官から、Xには里道に落ちた形跡がなかつたと聞かされたこと(原審証人Z)、以上の事実が認められる。

そうであれば、Xは、足を踏み外した地点から、無蓋部分へ向かつて直接落下したものと推認するのが相当であり、Xが足を踏み外した地点は、無蓋部分の直上に位置する有蓋部分の南端であつたということになる。

(2) これに対し、一審被告は、上記一—3—(1)一審被告の主張欄のとおり主張するけれども、上記(1)の説示に照らし、採用することができない。

### 2 争点(2)について

(1)ア 有蓋部分の南端付近においては、本件事故当時、本件ふたが本件水路底面の一・五二五m上方に設置されており(書証、弁論の全趣旨)、かつ、本件水路はコンクリート製

であったのである（前提事実(3)ア）から、有蓋部分の南端において足を踏み外し、その直下に転落した者は、約一・五m下方においてコンクリート製の本件水路底面に直接衝突することになるといわざるを得ないし、そうなった場合には相応の傷害を負う危険があることは疑いを容れない。

そうであれば、上記危険は、本件駐車場部分が造成され、同部分と本件国道との出入りを可能にすべく本件ふたが設置されたことにより生じたものであるから、直接的には本件ふたの設置によって顕在化したものであることにはなるが、見方を変えれば、本件水路が、本件ふたのある部分（有蓋部分）と無蓋部分が上記の程度の落差をもって接していることからくる危険であるということもできるのであつて、それは本件水路そのものが有する危険にほかならない。

イ これに対し、一審被告は、上記一—3—(2)一審被告の主張欄のとおり主張する。上記危険な状態が生じた経緯及び直接の原因（上記ア）に照らせば、本件ふたを設置することによりそのような危険な状態を作出したg社にも危険防止措置を講ずべき義務があるというべきではあるが、だからといって本件水路の管理者である一審被告の管理責任がなくなるわけではない。上記主張は採用することができない。

(2) 一審被告の管理にかかる本件水路が上記(1)アのとおり危険な状態にあるというのであるから、一審被告は管理者としてそのような危険な状態を解消する義務があるものというべきである。そこで、以下、上記危険を解消するための具体的な措置について、その実施可能性を含めて検討する。

ア まず、①有蓋部分南端先から無蓋部分への転落を物理的に防止するための工作物（柵又はフェンス等）を設置するのが、上記措置としては最も確実なものであることは明らかである。また、②警告標示や有蓋部分南端及びその先の無蓋部分周辺を照射する照明灯を設置するなど、上記(1)アの危険の存在を認識させるための措置も、①ほどではないが、転落防止のためには有効である。さらには、転落防止そのものを目的とするものではないが、③無蓋部分に比較的柔らかな素材のふたを設置するなど、有蓋部分南端先から転落した場合における衝撃を軽減するための措置も、上記危険の軽減に資するものといつてよい。

イ そして、有蓋部分南端及び無蓋部分周辺の状況（前提事実(3)ウ）からして、上記各措置を取ることが客観的に不可能であるとはいひ難い。

なるほど、上記ア①の措置を取るためには、設置しようとする工作物の形状のいかんによっては、本件国道敷、本件駐車場用地、本件ふた又は本件水路東側の法面に工作物の一部（例えば支柱等）を設けることを要し、したがって、Y町がそれを設置しようとする場合には、上記各土地・構造物の所有者又は管理者（以下「近隣管理者」という。）の協力的ないし少なくとも同意を得る必要があることは見易いところである。しかし、だからといって、直ちにそのような工作物の設置そのものが不可能であるということにはならない。そして、Y町が上記のような措置を講じようとしたことがない以上当然のことながら、近隣管理者におい

てY町による転落防止のための工作物の設置に同意しない意向を明らかにしていることを認めるに足りる証拠はない。また、そのような大がかりな工作物ではなくとも、本件里道にのみ支柱を設置し、同支柱でもってフェンスを支持する構造の工作物でも、転落を防止するためにそれなりの効果を発揮し得るものと期待されるのであり、これならば、近隣管理者の同意を得る必要もないのである。また、上記ア②の措置については、標示や照明灯を本件里道に設置することとすれば近隣管理者の同意は必要ないし、同③の措置がY町において単独で行うことができるものであることは明らかである。

ウ しかるに、本件事故当時、上記ア①ないし③のいずれの措置も講じられていなかった以上（前提事実(3)エ）、その当時本件水路を管理していたY町の同水路の管理には瑕疵があったものというほかはない。

### 3 争点(3)について

(1)ア 本件事故当時は夜間であり、本件事故現場付近にはこれといった照明はなく、暗かったことが認められる。もともと、Z車が前照灯を本件バス停方向へ向けて照射してくれていたとはいえ（前提事実(2)イ）、それは周辺の安全を確保するに十分なものではなく、ましてや、それが有蓋部分の南端付近から先において約一・五mの落差をもつて無蓋部分が存在することを照らし出すことまで期待できるような措置ではなかったことは明らかである。

イ それにもかかわらず、Xは、Z車から下車するや、本件バス停の方向へ小走りで走り寄ろうとした（前提事実(2)ウ）というのであるから、同人には相応の過失があったことを認めないわけにはいかない。

そして、上記2(1)アの危険性が現出した平成八年九月ころ以降本件事故までの間、同種の転落事故の発生が窺えないこと（原審証人J）をも総合すると、本件事故におけるXの過失割合についてはこれを三五%と認め、この割合をもつて過失相殺をするのが相当である。

(2) なお、一審被告は、Xが本件事故よりも前に本件バス停を利用したことがあったことも同人の過失判断に際して考慮すべきである旨主張する。しかし、Xが本件事故の前に本件バス停を利用したのはその五年も前のことであつたし（書証）、また、そもそもバスの乗降の際に本件水路の危険な状態を認識すべきであるともいえない。この点に関する一審被告の主張は採用することができない。

### 4 争点(4)について 略

## 三 結論

以上の次第で、一審原告の請求は、三、九四四万一、〇七〇円及び本件事故発生日から支払済みまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があるからこれを認容すべきである。これと異なる原判決は変更を免れない。一審被告の控訴は上記の限度で理由があり、一審原告の控訴は理由がない。